

所得税、住民税の申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)



## 税の申告、準備はOKですか？

Q

所得はないけど、住民税申告をしないとどうなるの？

A

国民健康保険税や保育料などが高くなります  
申告書には**3つ**を記入して提出するだけ！

自分の名前  
と電話番号  
を書く



扶養している人  
がいればその人  
の名前を書く



所得がなかった  
理由を書く



Q

提出の仕方がわかりません！

A

3月15日(水)までに次の方法で提出してください

役場に  
郵送する



役場③番  
窓口  
に届ける



申告相談  
(予約制)  
で申告する



### 確定申告が不要でも住民税申告が必要な場合があります

例えば



私は会社員で、給料は  
年末調整済です。

実は**フリマアプリ**で  
**19万円の所得** (売上－  
必要経費)がありました。

私は、年金暮らし。  
田んぼを近所の農家に  
貸していて、**年貢として**  
**米5俵**納めてもらって  
います。



**住民税申告をしましょう！**

給与以外の所得が20万円以下だった方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。  
また、無収入の方も申告が必要です。

町では、申告の必要があると思われる方と、平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方へは、2月中旬に住民税申告書を送付します。

問い合わせ 町民課 賦課徴収係 ☎ 86-6073



コジュリンくん

## 税務署からのお知らせ

### 確定申告はご自宅で



#### 確定申告は e-Tax が便利

e-Tax は、パソコンやスマホで国税庁のホームページより確定申告書を作成、提出することができます。

令和 4 年分から青色申告決算書・収支内訳書がスマホでも作成可能になります。

#### e-Tax を利用できる方

- ①マイナンバーカードと、マイナンバーカード対応のスマホまたは IC カードリーダライタをお持ちの方
- ②税務署で事前に ID・パスワードを取得した方

#### 確定申告作成会場では 入場整理券を配布

税務署の申告書作成会場では、混雑回避のために入場整理券を配布します。入場整理券は当日会場配布するほか、国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」すると、事前発行ができます。



▲国税庁LINE  
公式アカウント

#### 問い合わせ

佐原税務署 ☎54-1331

## 事前予約制 町の申告相談会場を開設

申告相談は、事前予約制（先着順）です。町民ホールに受付簿を設置しますので、申告される方全員分のお名前を記入してください。なお、電話予約はできません。

**予約開始** 2月8日(水) 8:30～

**日程** 2月16日(木)～3月15日(水)

**時間** 9:00～12:00、13:00～17:00  
※16:00までにお越しください

**会場** 役場1階 町民ホール

### 町の申告相談で受けられないもの

青色申告相談・譲渡（土地・建物・株式）申告相談は佐原税務署でご相談ください。ただし公共事業用地を譲渡した場合は、町でも受け付けします。

#### 申告相談に必要なもの

必要なもの	備考
収入や必要経費がわかるもの	源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など
各種控除の内容がわかるもの	生命保険料・地震保険料等の控除証明書など
申告者名義の通帳	所得税が還付になる方
本人確認書類	マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと免許証など（申告者本人、扶養親族、専従者の分も必要）
医療費控除明細書	医療費控除がある方は、必ずご自身で計算してください
持続化給付金や経営所得安定対策交付金などの通知書	事業所得がある方で、支払いを受けた方
税務署の「令和4年分確定申告のお知らせ」はがき	



問い合わせ 町民課 賦課徴収係  
☎ 86-6073